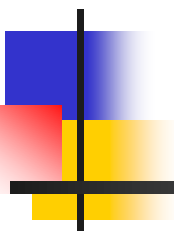
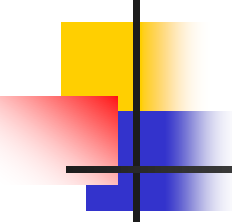


1 回目の加盟国協議に諮られているISPM案



ISPM 26 改正案「ミバエ(ミバ工科)の 有害動植物無発生地域の設定及び維持」



ISPM 26とは

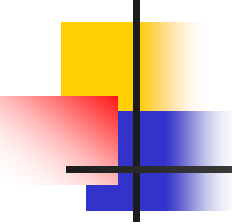
本基準は、ミバ工の寄主植物の国際貿易を円滑にするため、ミバ工の有害動植物無発生地域（FF-PFA）を設定し、維持するための指針を提供している。

【背景】

有害動植物無発生地域とは、「特定の有害動植物が発生していないことが科学的証拠によって証明され、適当な場合には、この状態が公的に維持されている地域」である（ISPM 5）。

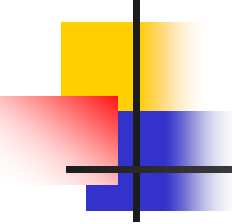
ISPM 4（有害動植物無発生地域の設定のための要件）は、異なる種類の有害動植物無発生地域を記述し、有害動植物無発生地域の設定に関する一般的な指針を定めている。

ミバ工は広い範囲の寄主に付着して侵入する可能性が高いことから、多くの輸入国が、これらの有害動物が定着している地域からの果実の受け入れを制限しており、ミバ工に特化した有害動植物無発生地域の設定及び維持に関する追加的指針の必要性が認識されていた。



これまでの経緯

- 2022年 4 月 IPPC総会で本基準の改正をトピックに追加
- 2022年11月 基準委員会が仕様書を承認
- 2023年 7 月 専門家作業部会が改正案を作成
- 2024年 5 月 基準委員会が修正及び承認
- 2024年 7 ～ 9 月 1 回目加盟国協議



タイトルの変更

【現行】

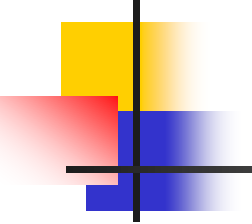
Establishment of pest free areas for fruit flies
(Tephritidae)

ミバエ（ミバエ科）の有害動植物無発生地域 の設定

【改正案】

Establishment and maintenance of pest free areas
for fruit flies (Tephritidae)

ミバエ（ミバエ科）の有害動植物無発生地域の設定
及び維持



改正の目的

1. 構成の変更

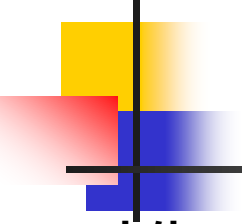
附属書の一部及び付録を本基準から削除し、Implementation material（実行資料）に移行する。

2. 他のISPMとの整合性の確保

改正されたISPM 4（病害虫無発生地域設定の要件）及びISPM 8（ある地域におけるペストステータスの決定）との整合性を確保する。

3. より適切な指針の提供

FF-PFAの特定要件（設定、維持、停止、回復及び失効の基準等）について、より適切な指針を提供する。



1. 構成の変更（現行）

本体

序論、背景

要件

1. 一般要件

1.1～1.3（略）

2. 特定要件

2.1 FF-PFAの特徴付け

2.2 FF-PFAの設定

「2.2.2 設定に先立つサーベイランス活動」→大部分が附属書へ移行

2.3 FF-PFAの維持

2.4 FF-PFAステータスの停止、回復又は失効

附属書 1 是正措置計画

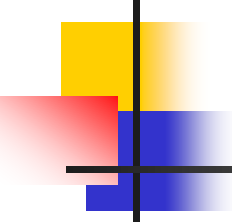
附属書 2 FF-PFAにおける突発的発生に対する防除措置

附属書 3 ミバエ管理に関する植物検疫手続き

付録 1 ミバエのトラップ調査

付録 2 果実サンプリング

} **Implementation material
(実行資料)に移行**



1. 構成の変更（改正案）

本体

序論、背景、生物多様性と環境に与える影響

一般要件

1. コミュニケーションと利害関係者の関与
2. 監督活動
3. 文書化及び記録保持

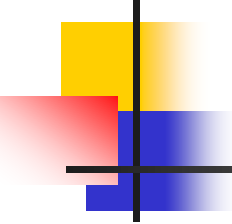
特定要件

4. FF-PFAの開始
5. FF-PFAの設定 ← **【新設】 5.5 FF-PFAの設定基準**
6. FF-PFAの維持管理
7. FF-PFAステータスの停止、回復又は失効

附属書 1 ミバ工のサーベイランス ← **現行の本文から移行（新設）**

附属書 2 是正措置計画 ← **現行の附属書 1**

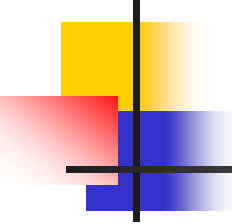
附属書 3 FF-PFAへの侵入時の防除対策 ← **現行の附属書 2**



2. 他のISPMとの整合性の確保（1）

序論において「適用範囲」に以下の文を追加。

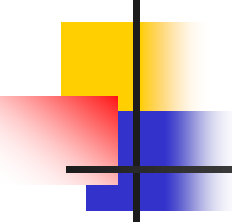
ある国がISPM 8（ある地域におけるペストステータスの決定）に従って、ある地域にミバエがないことを宣言した場合、技術的に正当な理由がない限り、輸入国は、この基準（ISPM26）に従ってPFAを設定し維持することを要求すべきではない。



2. 他のISPMとの整合性の確保（2）

**「5.2 FF-PFA設定のためのサーベイランス活動」
に以下の文を追加。**

ミバエがFF-PFAと周辺地域のいずれにも侵入したことがなく、FF-PFAに存在したという記録がない場合は、一般サーベイランスで通常十分である。



3. より適切な指針の提供（1）

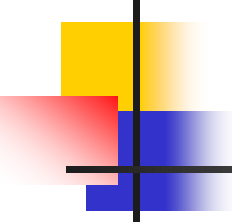
【現行】 2.2.2 設定に先立つサーベイランス活動

FF-PFAに先立つサーベイランスは（中略）少なくとも連続した12か月間実施されるべきである。

【改正案】 5.2 FF-PFA設定のためのサーベイランス活動

実施する期間は以下により決定されるべきである：

- ・ 対象ミバエの生物学及び生態学
- ・ その地域の気候条件
- ・ 使用される調査方法の感度



3. より適切な指針の提供（2）

【現行】 2.2.2 設定に先立つサーベイランス活動

（前略）その地域がFF-PFAの資格を得るには、1頭の幼虫、2頭以上の生殖能力を有した成虫、または1頭の既交尾雌の発見があってはならない。

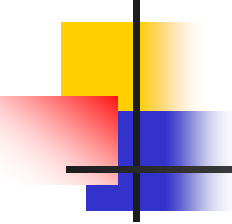
【改正案】 5.5 FF-PFAの設定基準

繁殖個体群（breeding population）の兆候がないこと。

1頭の未熟な発育ステージ、1頭の既交尾雌、または一定数の野生成虫の捕獲を繁殖個体群の兆候とみなすべきである＊

＊繁殖個体群の存在を示すのに必要な捕獲数は、対象ミバ工の生物学及び生態学、トラップ密度及び感度、誘引剤への反応、発見の地理的及び時間的間隔、気候、季節並びに地理による。その数は、輸出国の国家植物防疫機関（NPPO）により事前に決定される場合がある。

対象ミバ工がその地域にいないとの判定は、繁殖個体群の兆候がない十分な期間の後に行われること。その期間は、科学的情報に基づき決定されるべき（種によっては最大3世代相当期間の場合もある）。



3. より適切な指針の提供（3）

【現行】 2.3.3 是正措置（突発的発生への対応を含む）

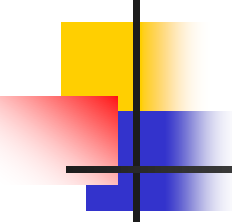
是正措置計画は、次の要素またはシステムを含むべき。

突発的発生宣言及び通報、境界設定サーベイランス、防除措置の実施、追加的なサーベイランス、回復の基準、阻止への対応

【改正案】 6.3 是正措置（侵入への対応を含む）

是正措置計画には、次の要素、システム、または基準を含めるべき。

- ・ 対象ミバ工の生物学及び生態学並びにFF-PFAの特徴に基づく技術的対応
- ・ FF-PFAを停止すべき時期の決定
- ・ 国内関係者、輸入国への停止の通知
- ・ 境界設定調査及び根絶措置等の実施
- ・ 回復の判断のための監視の強化
- ・ FF-PFA由来の積荷からミバ工を発見した際の対応



3. より適切な指針の提供（4）

【現行】 2.4.1 停止

突発的発生が起きた場合、または以下の要因に基づき停止すべき。

1 頭の幼虫、2 頭以上の生殖能力をもつ成虫、または一定の期間及び距離内における 1 頭の既交尾雌

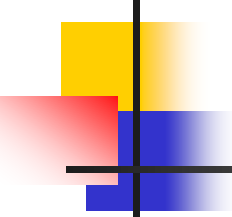
【改正案】 7.1 停止

以下いずれかのトリガーに基づき**繁殖個体群**が検出された場合停止すべき。

1 頭の未熟な発育ステージ、1 頭の既交尾雌、または一定数の野生成虫の捕獲＊

＊繁殖個体群の存在を示すのに必要な捕獲数は、対象ミバエの生物学及び生態学、科学的根拠（遺伝子解析等）、トラップ密度及び感度、誘引剤への反応、発見の地理的及び時間的間隔、気候、季節並びに地理による。その数は、輸出国のNPPOにより事前に決定される場合がある。

対象ミバエが一時的発生である場合、ミバエの存在が植物の取引に容認できないリスクをもたらさない限り、必ずしも停止は必要ない。



3. より適切な指針の提供（5）

【現行】 2.4.2 回復

回復は、以下の条件の下、設定時の要件に基づくべきである。

対象ミバ工種の生態及び環境条件により決定された期間*、当該種の発見がないことがサーベイランスにより確認されること。

* 当該期間は最後の発見から始まる。いくつかの種については、少なくとも3世代にわたって発見があってはならないが、必要な期間は、実施されているサーベイランスシステムにより提供されるものを含めた科学的情報に基づくべきである。

【改正案】 7.2 回復

回復は、設定時と同じ要件に、以下の条件を付すべきである。

- ・ 対象ミバ工の生態学及び生物学、一般的な環境条件並びにサーベイランスシステムの有効性により決定された期間、対象ミバ工が発見されないこと。

回復は、繁殖個体群の兆候がない十分な期間の後に行われること。その期間は、科学的情報に基づき決定されるべき（種によっては最大3世代相当期間の場合もある）。